

弊社設備付近における事故事例について

過去には、仮設足場組立作業中および足場を使用した外壁塗装工事中の作業者が高压電線付近（6,600V）に接触し、感電負傷する事象が連続で発生しております。また、クレーンワイヤーが高压電線に接触し、作業者が感電負傷した事象も発生しております。いずれも**感電死亡災害・墜落死亡災害に至る可能性のあった非常に危険な事象**です。

『感電災害・停電事故防止のため**安全措置の徹底は事業者の義務です！**』

架空線に接近した作業を行う場合は、建設工事等を行う事業者には安全措置を講ずることが労働安全衛生法や建設業法等において義務付けられております。弊社設備へ接近して作業される場合は、『目印となる防護管の取付』や『工事現場の出入口における高さ制限・看板設置』、『監視人の配置』等により、**適切な安全措置を行った後に作業を開始いただきますようお願いいたします**。また、**作業中に感電のおそれがあると判断した場合は、直ちに作業を中断し、お近くの弊社事業所へ連絡いただきますようお願いいたします**。

過去に発生した事故事例 1

過去に発生した事故事例 2

事故状況	発生日	2022年 4月	2022年 5月	
	発場所	小牧市 地内	名古屋市 地内	
	発概要	外壁塗装工事に伴い、足場上で作業中の作業者が高压電線に接触し、感電負傷した。 ⇒死亡の危険性あり	足場組立および防音シート取付の作業中に、作業者が高压電線付近に接触し、感電負傷した。 ⇒死亡の危険性あり	
	原因(推定)	足場作業にて高压電線部（お客さま電線部分）に誤った防護措置を実施しようとした。	接近作業となる高压電線部に、防護措置および予防措置（停電による作業）をしないまま作業をさせた。	
状況図	 <p>弊社電線に防護措置なし</p> <p>お客さま設備に防護措置なし</p> <p>足場作業にて建設工事用養生カバーを取付しようとして感電</p>		 <p>弊社電線に足場作業にて誤った防護措置</p> <p>お客さま電線への防護措置なし</p>	
	<p>※電線に建設工事用養生カバーを取付する等、誤った知識や絶縁性能を有しない防護措置は、絶対にしないでください。</p> <p>お客さま設備への防護措置等については、電気主任技術者へ確認をお願いします。</p>			

- 配電線への防護カバー取付は、中電配電サポート ホームページ(<https://www.chuden-hs.co.jp/>) 「防護管受付」よりお申し込みください。
- 申し込み（約款意・契約締結）から取付まで標準で3週間程度の期間が必要となります。
(申し込みの流れ・取付に必要な期間等の詳細はホームページをご覧ください)

過去に発生した事故事例 1

過去に発生した事故事例 2

事故状況	発生日月	2014年 2月	2019年 5月
	発生場所	小牧市 地内	豊橋市 地内
	発生概要	プレハブ事務所の据え付け工事中に、積載型トラッククレーンのクレーンワイヤーが高压電線（6,600V）に接触し、作業員2名が感電負傷した。	土地造成に伴う擁壁工事において、コンクリートポンプ車のブームをリモコン操作しながらホースを持ち、コンクリート流し込み作業時、ブーム先端のホースが高压電線（6,600V）に接触し、作業員Cが感電負傷した。また、作業員Cの様子を確認するために近寄った作業員Dも感電負傷した。
原因(推定)	接近作業となる高压電線部に防護措置および予防措置（停電による作業）をしないまま作業をさせた。		接近作業となる高压電線部に防護措置および予防措置（停電による作業）をしないまま作業をさせた。
状況図			

(参考) 労働安全衛生規則に基づく離隔距離

	電圧種別	最小離隔距離*	より安全な距離
配電線	低圧 (100V、200V)	1.0 m	2.0 m
	高压 (6,600V)	1.2 m	

より安全な距離とは、“目測による誤差”や“ジブ振れ(風によるフックや電線の揺れ等)”も配慮し定められています。

重要!!

作業中に感電の恐れがある場合は、左記の離隔距離に限らず作業を中断し、お近くの事業所へご連絡いただきますようお願いいたします。

※補足) 最小離隔距離 … 労働基準局長通達第759号「移動式クレーン等の送配電線類への接触による感電災害の防止対策について(昭和50年12月17日)」